



TOPIC

令和8年4月施行「子ども・子育て支援金」のポイント

2026年4月より「子ども・子育て支援金制度」が施行され、翌月徴収の会社では5月支給分の給与から徴収が始まりました。メディアやSNSでは「独身税」とも呼ばれ、話題になりました。今号では、制度の背景と内容をわかりやすく解説します。



子ども・子育て支援金制度とは

本制度は、深刻化する少子化問題への対応として、社会全体で子育て世帯を支えることを目的に創設されました。「社会全体で支える」という趣旨の通り、健康保険料に上乗せする形で、ほぼすべての医療保険加入者（既婚・未婚・子どもの有無を問わず）から支援金を徴収する仕組みです。

支援金は、児童手当や出産・育児に関わる給付制度の拡充など、子育て世帯支援のための特定財源として活用されます。

支援金の徴収方法と金額

支援金の徴収方法は、加入している医療保険の種類によって異なります。例えば、国民健康保険に加入している自営業の方は、全額本人負担です。一方で、協会けんぽ等の被用者保険に加入している会社員・公務員等の方は、本人と事業主で労使折半となります。

会社員の支援金額の計算式は、以下の通りです。

$$\text{月の支援金額} = \text{標準報酬月額} \times \text{支援金率}$$

2026年度の支援金率は0.23%です。標準報酬月額30万円の会社員の場合は、月の支援金額690円（30万円×0.23%）を、本人と事業主がそれぞれ345円ずつ負担する形となります。

支援金率は段階的に引き上げられる予定で、2028年度には約0.4%になる見込みです。

税務会計実務のポイント

・人件費増加への対応

本支援金は労使折半のため、会社にも従業員と同額の負担が発生します。2028年度にかけては、毎年支援金率引き上げに伴う負担増が見込まれています。採用計画や賃上げ検討の際に織り込んでおくことで安心です。

・会計処理

事業主負担分は、法定福利費として全額損金算入することができます。

よくあるQ&A

- Q** 「独身税」と聞きましたが、独身の従業員だけが負担するのですか？

A いいえ。婚姻の有無にかかわらず、すべての健康保険加入者が負担します。
- Q** 賞与からも引かれるのですか？

A はい。賞与にも給与と同じ支援金率が適用され、標準賞与額×支援金率が労使折半で徴収されます。
- Q** 育児休業中の従業員も支援金を負担するのですか？

A いいえ。産休・育休中は支援金も免除されます。健康保険の免除手続きと連動するため、別途申請は不要です。

